

第 105 回社会保障審議会年金数理部会	資料 2
2025 年 7 月 31 日	

財務省提出資料

目 次

2	財政検証における推計方法に関する資料	1
2-2	推計方法（数理モデル）に関する資料	
3	財政検証の詳細結果	2
3-7	国共済と地共済の経過的長期経理の見通し	
6	財政検証の実施体制に関する資料	2
6-1	今回の財政検証にかかわる組織体制、担当職員の人数	
6-2	各担当職員について、その専門性（あるいはこれまでの実務経験、経験年数）と今回の財政検証での役割又は担当業務	
6-3	研修の実施状況	
6-4	推計方法の設計、構造、操作などに関する文書の整備状況	
6-6	推計作業における制度間又は厚生年金実施機関間の連携状況	
7	前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況に関する資料	3
7-1	前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況	
8	年金数理担当者の所見	3
8-1	推計方法の妥当性に関する懸念事項	
8-5	公的年金の各勘定又は実施機関における資金流動性に関する所見	
【別添資料】		
	前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況	5

共済組合から報告を求める事項

2 財政検証における推計方法に関する資料

2-2 推計方法(数理モデル)に関する資料

2-2-2 厚生年金実施機関別又は制度別の被保険者数の見通しの作成方法

国共済の被保険者数は、財務省からの指示により、前回令和元年財政検証と同様、総人口比一定とし、令和4年度末の被保険者数の総人口に対する割合が、将来にわたり続くものとして推計を行っている。
作成方法は以下のとおりである。

- ① 令和4年度末の国共済被保険者数と将来推計人口(令和5年4月推計の10月1日人口の将来推計人口から年度末人口に換算したもの、以下同様。)における令和4年度末の総人口との比率を計算。
- ② ①の比率が将来に渡って一定であると仮定し、①の比率を将来推計人口における将来の各年度末における総人口に乗じて、将来各年度末の被保険者数を推計。
- ③ 令和4年度末時点の性別年齢別の被保険者の分布に性別年齢別脱退率を用いることにより、令和5年度の脱退者数を推計。
- ④ ②で推計した令和5年度末被保険者数及び③で推計した令和5年度脱退数と整合的になるよう令和5年度の新規加入者を推計。
- ⑤ 以上により令和5年度末時点の性別年齢別被保険者数を推計し、以降③、④の手順を繰り返すことにより将来の各年度末時点における性別年齢別被保険者数を推計する。
- ⑥ なお、脱退率については令和3年度実績に平成25年度から実施されている国家公務員の再任用制度の実績を考慮したものを将来の各年度について用いる。また、女性の新規加入割合については、直近3年度(令和元～3年度)実績の平均が将来一定であるとする。

2-2-3 制度間、厚生年金実施機関間の資金の授受についての計算過程

＜国共済と地共済の間の財政調整＞

- ・費用負担平準化のための財政調整(財政調整A)については、国共済と地共済とで、拠出金算定対象額から積立金按分率分を除いた額の標準報酬総額に対する比率が均衡するよう、拠出金の拠出・受入の見通しを作成している。なお、旧職域(3階)部分の財政調整に伴う拠出金の拠出・受入が行われるときは、これと同額を逆向きに拠出・受入が行われることを考慮している。
- ・収支に着目した年金給付に支障をきたさないための財政調整(財政調整B)については、国共済と地共済について財政調整Aを考慮した収支残高を算定し、黒字の共済から赤字の共済に拠出金を拠出する(黒字額の範囲内で赤字額を埋める)として見通しを作成している。なお、財政調整Cが行われるときは財政調整Bは行われないこととしている。
- ・積立金に着目した年金給付に支障をきたさないための財政調整(財政調整C)については、国共済と地共済について財政調整Aを考慮した積立金額を算定し、積立剰余がある共済から積立赤字の共済に拠出金を拠出する(積立剰余の範囲内で積立赤字額を埋める)として見通しを作成している。

2-2-4 推計方法の開発・変更のプロセス

2-2-4-1 推計方法の開発・変更のプロセスに関する規定事項及びその遵守状況

計算システムの管理体制を構築しており、被保険者数の見通しの作成にあたっては、計算システム及びEXCELワークシートを使用し、そのプロセスを含め年金企画部長の承認を受けたうえで財務省を通じて厚生労働省へ提出しており、承認なしの変更は行われていない。

2-2-4-2 前回財政検証からの推計方法の変更点についてその内容と変更理由の一覧 変更は行っていない。

2-2-4-3 推計方法に関し、変更を行わなかった箇所の妥当性や、全体としての整合性 についての検証・点検状況。

被保険者数の見通しの結果については、EXCELワークシートの計算式等に問題がないことを確認したうえで、性別年齢別の内訳や合計についての整合性等を確認している。

2-2-5 シミュレーションの結果数値を、決算又は事業統計から把握した実績値と円滑に接続させる ために行ったキャリブレーションの方法

キャリブレーションは行っていない。

3 財政検証の詳細結果

3-7 国共済と地共済の経過的長期経理の見通し
別途提出。

6 財政検証の実施体制に関する資料

- 6-1 今回の財政検証にかかわる組織体制、担当職員の人数
- 6-2 各担当職員について、その専門性(あるいはこれまでの実務経験、経験年数)と今回の財政検証での役割又は担当業務
- 6-3 研修の実施状況

国家公務員共済組合連合会 年金企画部 (平成30年11月30日)		年金企画部 (令和5年11月30日)	
役職名		役職名	年数
部長		部長	4年
次長		次長	26年
数理第一課	課長	数理第一課	課長
【数理担当】	課長代理	【数理担当】	専門職
	係長		専門職
	係員		係員
企画課	課長	企画課	課長
【統計担当】	主任	【統計担当】	課長代理
	主任		主任

6-4 推計方法の設計、構造、操作などに関する文書の整備状況
計算システムの管理体制を構築しており、推計方法等に関連する文書については、適正に管理している。

- 6-6 推計作業における制度間又は厚生年金実施機関間の連携状況
- (i) 推計作業の連携にあたっての事前取り決め事項とその遵守状況
厚生労働省との事前調整として数理担当者連絡会議(令和4年9月13日)を行い、厚生労働省が行う将来推計のための基礎データとなる数理資料の確認や、被保険者数推計などの役割分担を取り決めた。
 - (ii) 基礎数・基礎率の作成における連携状況(情報の授受を行った場合、その情報の妥当性・適切性の確認状況を含む。)
厚生労働省から提供された基礎率について、その使用方法における妥当性等の確認を行い、必要に応じて厚生労働省と協議を行った。
 - (iii) 将来推計作業における連携状況(推計結果の確認・検証状況を含む)
厚生労働省で行われた将来推計作業において、厚生年金拠出金の積算に必要な国共済と地共済の財政調整(経過的長期給付に係る拠出金と同額)に係る見通しを提供している。

7 前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況に関する資料

7-1 前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況

→ 別添 前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況 に回答

別添のとおり。

8 年金数理担当者の所見

8-1 推計方法の妥当性に関する懸念事項

懸念事項は特にない。

8-5 公的年金の各勘定又は実施機関における資金流動性に関する所見

積立金の運用にあたっては管理運用の方針等に沿って、将来の給付費や拠出金といった費用について必要となる金額や時期の見込みを踏まえ、一定の余裕も考慮して投資を行い、資金の流動性を確保している。仮に、支出に支障が出る見込みや実績との間に乖離が生じた場合においても、事前に投資計画を修正することで対応できると考えている。

また国家公務員は法律に基づき安定的・計画的に定員管理が行われていることから、被保険者や報酬等の急激な変動によって突発的に積立金が大幅に減少する事態は想定していない。

【別添資料】

前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況

別添 前回ピアレビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況【共済】

「令和6年財政検証における対応状況」………… ① 対応している ② 一部対応 ③ 対応検討中 ④ 対応しない

	令和元年ピア レビューの 提言	概要	令和6年財政 検証における 対応状況	対応の具体的内容 （「対応検討中」又は「対応しない」とした項目についてはその理由を記載）
(11)	財政検証の実 施体制の整備	(a) 担当職員の人員数の確保や資質の向上を含め、財政検証の実施体制を整備する必要があることは言うまでもないが、これまで行ってきたことを実施するだけでなく、前述の提言事項を実現できるような体制とすべきである。	①	財政検証に係る作業については、担当する年金企画部における現在の実施体制で確実に実施されている。
		(b) 加えて、例えば財政検証の仮定（前提）の設定において複数の要素間の相関関係を考慮するなどのため、学術的な議論等を継続的に調査しておく必要があると考えられるが、このための体制も整備されているべきである。		
(12)	その他 （第3章で指 摘された事項 への対応）	(a) 数理計算に使用するデータの完全性（第3節（2））、人口・労働力・経済以外の仮定（前提）の検討過程（第4節（6））、推計方法の変更に関する点検内容（第5節（4））について必ずしも明らかでない等の指摘がなされていることから、これに対して引き続き努力すべきである。	①	実施機関の立場から、厚生労働省年金局数理課と連携しつつ、年金数理部会の指摘事項等へ対応している。